

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 金井 美智子

答申書

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から別表項番 1 から項番 4 までの（い）欄に記載の諮問がありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が行った別表項番 1 から項番 4 までの（お）欄に記載の決定（以下、項番順にそれぞれ「本件決定 1」から「本件決定 4」といい、あわせて「本件各決定」という。）のうち、本件決定 1、本件決定 3 及び本件決定 4 は妥当である。

また、本件決定 2 において開示しないこととした部分のうち、戸籍筆頭者の生年月日の情報を開示すべきであり、その余の部分は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 保有個人情報の開示請求

審査請求人は、別表項番 1 から項番 4 までの（う）欄に記載の日付に、実施機関に対し、別表項番 1 から項番 4 までの（え）欄に記載の旨の保有個人情報の開示請求（以下、項番順に「本件請求 1」及び「本件請求 2」という。）を行った。

2 本件各決定

- (1) 実施機関は、本件請求 1 に係る保有個人情報のうち、別表項番 1 の（か）欄に記載の情報については、保有していない理由を別表項番 1 の（き）欄に記載のとおり付して、条例第 23 条第 2 項に基づき、本件決定 1 を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求 1 に係る保有個人情報のうち、別表項番 2 の（か）欄に記載の情報と特定した情報については、開示しない理由を別表 2 の（き）欄に記載のとおり付して、条例第 23 条第 1 項に基づき、本件決定 2 を行った。
- (3) 実施機関は、本件請求 1 に係る保有個人情報のうち、別表項番 3 の（か）欄に記載の情報と特定した情報については、開示しない理由を別表項番 3 の（き）欄に記載のとおり付して、条例第 23 条第 2 項に基づき、本件決定 3 を行った。
- (4) 実施機関は、本件請求 2 に係る保有個人情報について、別表項番 4 の（か）欄に記載の情報と特定した上で、開示しない理由を別表項番 4 の（き）欄に記載のとおり付して、条例第 23 条第 2 項に基づき、本件決定 4 を行った。

3 審査請求

審査請求人は、平成 31 年 4 月 16 日、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき、審査請求（以下、順にそれぞれ「本件審査請求 1」から「本件審査請求 4」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 本件審査請求 1 の趣旨及び理由

本件決定 1 を取り消し、公開する旨の裁決を求める。

平成 31 年 3 月 11 日付け大東淀窓住第 249 号「不存在による非開示決定通知書」に関する住民票、附票の H29. 4. 1～H30. 1. 24 請求分 戸籍の H27. 1. 1～H28. 1. 24 請求分に対しての情報開示

住民票の H29. 4. 1～H30. 1. 24 の請求分が存在している為と、戸籍 H27. 1. 1～H30. 1. 24 の部分開示等への期間の提示。

2 本件審査請求 2 の趣旨及び理由

本件決定 2 を取り消し、公開する旨の裁決を求める。上記決定において、公開しないこととされた部分は人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護を害するおそれがあり、非公開情報に該当しないため。

〇〇弁護士会からの日付が保存期限 3 年以前のものであり、相続に関しても金銭等の受け取りはなく、相続放棄の手配を返信しています。この件に関して特に問題視しており、心配しているため。

3 本件審査請求 3 の趣旨及び理由

本件決定 3 を取り消し、公開する旨の裁決を求める。

マイナンバー制度が始まり時効があるため、確認を要する。

私は、税証明書の発行抑止措置を大阪市へ申請しており、平成 27 年 9 月 4 日、令和元年 12 月 12 日にこの発行抑止措置を解除する申請書を免許証の写しの添付が必要と記載されていたため呈示のみと対応したが、添付が必要と従業員の担当の方から言われ仕方なく添付しており、個人情報の複製があったために公開が必要だと思われる。

4 本件審査請求 4 の趣旨及び理由

本件決定 4（ただし、開示部分を除く）の取り消しを求める。

公開しないこととされた部分は人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護を害するおそれがあり、非公開情報に該当しない。

また、戸籍の平成 27 年 9 月 24 日のレシートが 25 日となっているため。

戸籍の平成 29 年 6 月 24 日、住民票の平成 31 年 1 月 21 日、平成 29 年 8 月 21 日及び 5 月 22 日の請求書の種類にレ点チェックがあるため。

第4 実施機関の主張

1 住民票の写し、戸籍の附票の写し及び戸籍謄本等の交付に係る事務について

住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付に係る事務については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）の規定に基づき行われる。

住民票の写し等について、住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書の交付を請求することができる（住基法第12条第1項）。

また、国又は地方公共団体の機関の請求（以下「公用請求」という。）による住民票の写し等の交付（住基法第12条の2第1項）、本人以外の者の申出による住民票の写し等の交付（住基法第12条の3第1項、第2項）が可能である。

戸籍の附票の写しについて、戸籍の附票に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができる（住基法第20条第1項）。

また、公用請求による戸籍の附票の写しの交付（住基法第20条第2項）、本人以外の者の申出による戸籍の附票の写しの交付（住基法第20条第3項、第4項）が可能である。

戸籍謄本等の交付に係る事務については、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づき行われる。戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求をすることができる（戸籍法第10条第1項）。また、第三者請求（戸籍法第10条の2第1項）、公用請求（戸籍法第10条の2第2項）、弁護士等請求（戸籍法第10条の2第3項、第4項、第5項）が可能である。

2 本件決定1について

本件情報1が記録されている公文書は、住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍の附票の写し等請求書（以下「請求書1」という。）及び戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等交付請求書（以下「請求書2」といい、請求書1とあわせて「各請求書」という。）で、大阪市公文書管理規程（平成13年達第9号。以下「管理規程」という。）により、請求書1については保存期間が1年、請求書2については保存期間が3年と規定されている。

請求書1を編集している「住民票・戸籍の附票・印鑑証明書交付請求書関係書類（区）」、「住民票・戸籍の附票の写し等請求書（局区）」及び「公用住民票等請求書並びに照会文書（局区）」の最終編集年度は、平成24年度から平成28年度であり、保存期間が満了になるのは、それぞれ平成25年度末（平成26年3月末）から平成29年度末（平成30年3月末）である。

しかしながら、本件情報1が記録されている公文書のうち請求書1については、八業士（弁護士、司法書士等）からの請求書（以下「八業士請求書1」という。）とそれ以外の請求書（以下「その他請求書1」という。）があるところ、八業士請求書1につ

いては、平成 23 年度に行政書士による住民票等の不正取得事案に関わり市民局より廃棄延長の依頼があったことから、現在も廃棄しておらず保有しているため審査請求人からの保有個人情報の開示請求に該当する文書について探索したが、存在しなかったものである。

また、その他請求書 1 については、平成 25 年 1 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの請求分は、全市的な戸籍の不正閲覧等に関する調査により廃棄延長を行っていたため、廃棄延長の終了により平成 29 年度に、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの請求分は平成 29 年度に、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの請求分は平成 30 年度にそれぞれ溶解処分により廃棄している。

また、請求書 2 を編集している「戸籍謄抄本証明書交付簿（請求書）（局区）」及び「公用戸籍に関する証明書請求書並びに照会文書（局区）」の最終編集年度は、平成 25 年度及び平成 26 年度であり、保存期間が満了になるのは、それぞれ平成 28 年度末（平成 29 年 3 月末）及び平成 29 年度末（平成 30 年 3 月末）である。

本件情報 1 が記録されている公文書のうち請求書 2 についても、八業士（弁護士、司法書士等）からの請求書（以下「八業士請求書 2」といい、八業士請求書 1 とあわせて「各八業士請求書」という。）とそれ以外の請求書（以下「その他請求書 2」といい、その他請求書 1 とあわせて「各その他請求書」という。）があり、八業士請求書 2 については、八業士請求書 1 と同様に平成 23 年度に行政書士による住民票等の不正取得事案に関わり市民局より廃棄延長の依頼があったことから、現在も廃棄しておらず保有しているため、審査請求人からの保有個人情報の開示請求に該当する文書について探索したが存在しなかったものである。

また、その他請求書 2 については、平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの請求分については平成 29 年度、平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの請求分については平成 30 年度にそれぞれ溶解処分により廃棄している。

以上の事実により、本件情報 1 が記録されている公文書のうち、各八業士請求書については、審査請求人の個人情報は存在せず、各その他請求書については、請求日時点ではすでに廃棄されており存在しない。

3 本件決定 2 について

実施機関が本件決定 2 において開示しないこととした情報は、「依頼者氏名及び印影」、「利用目的の内容」、「備考欄」、「世帯番号」、「問合せ先」、「個人のサイン」「利用目的の種別」及び「法人等の印影」である。

「個人のサイン」については、委託事業者の従業員及び本市職員のサインであり、委託事業者の従業員のサインについては、開示請求者以外の個人に関する情報であって、業務委託している民間事業者の署名は慣行として公にしていけない情報であり、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないと認められることから、条例第 19 条第 2 号に該当する。

「本市職員の署名」については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人が手書きで自己の氏名を記したに止まらず、その形状には特定の個人を識別するこ

とができる情報が含まれていることが認められ、個人の認証機能として果たしており、これを開示することにより偽造あるいは転用が可能となることから、当該個人の権利権益を害するおそれがあり、条例第 19 条第 2 号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

「依頼者氏名」及び「印影」、「世帯番号」、及び「問合せ先」については、開示請求者以外の個人に関する情報であって当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別される情報であると認められ、「利用目的の内容」、「備考欄」については、依頼者がどのような目的で利用するかという開示請求者以外の個人情報にあたり、開示することにより、特定の個人が識別されるおそれは否定できないことから、条例第 19 条第 2 号本文に該当し、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

「利用目的の種別」及び「業務の種類」については、開示することで、その業務内容から推定して、「依頼者の氏名又は名称」まで明らかとなり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる可能性があることから、条例第 19 条第 2 号本文に該当し、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

なお、弁護士は弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 23 条で守秘義務を課せられており、本件決定 2 において開示しないこととした情報のうち「利用目的」については、守秘義務の対象となる情報であり開示することを予定していない。これを実施機関が開示することで、弁護士がどのような受任内容をもって職務上請求を行っているのかが依頼者以外の第三者に明らかとなり、依頼業務が円滑におこなわれることが阻害されるおそれがあることから、条例第 19 条第 3 号にも該当すると考える。

「法人等の印影」については、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められることから、条例第 19 条第 3 号に該当し、かつ同号ただし書にも該当しない。

また、審査請求人の主張について、現時点において人の生命・身体・健康・生活又は財産を保護するため開示が必要とする特段の事情は認められない。

4 本件決定 3 について

実施機関が本件決定 3 において開示しないこととした情報は、本件情報 3 すべてである。

本件情報 3 は、開示することにより、犯罪の被疑者、参考人、情報提供者等が特定され、その結果これらの人の生命若しくは身体に危害が加えられ、又はその財産若しくは社会的な地位が脅かされるおそれがあると認められる情報や、開示することにより、特定の個人の行動予定、家屋の構造等が明らかになり、その結果、これらの人が犯罪の被害を受けるおそれがあると認められる情報などをいい、「その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報」とは、例示として列挙された前段の各情報を含め、開示することにより、安全で平穏な市民生活、善良な風俗など公共の安全と秩序を維持することに支障が生じると認められる情報を含む照会であることから、条例第 19 条第 7 号に該当すると判断し、非開示とした。

5 本件決定4について

実施機関が本件決定4において開示しないこととした情報は、委託事業者の従業員及び本市職員のサインであり、当該情報を非開示とした理由は上記3における「個人のサイン」についての主張と同様である。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

しかしながら、条例は、すべての保有個人情報の開示を義務付けているわけではなく、第19条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第19条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱いの経過や収集目的などをも勘案しつつ、条例の上記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件各決定における保有個人情報及び非開示部分について

(1) 本件情報1は、審査請求人以外の第三者による審査請求人に係る住民票の写し等請求書（平成25年1月1日から平成29年3月31日請求分）及び審査請求人に係る戸籍全部事項証明書等請求書（平成25年1月1日から平成26年12月31日請求分）に記録されている情報である。

(2) 本件情報2-1は、国又は地方公共団体の機関からの戸籍謄本等の交付依頼文書に記録されている情報であり、本件情報2-2は、戸籍法第10条の規定に基づき弁護士（以下「本件弁護士」という。）から提出された戸籍謄本等職務上請求書に記録されている情報である。

実施機関が本件決定2において非開示とした情報は、本件情報2-1のうち「請求の照会元機関名及びその公印」、「文書番号」、「照会の目的及び根拠法令」、「必要とする者の氏名欄」、「備考欄」、「世帯番号」、「問合せ先」及び実施機関の職員等記載欄としての「作成」・「発送」欄の情報（以下「本件非開示部分1」という。）並びに本件情報2-2のうち、「利用目的の種別」及び「弁護士の職印」（以下「本件非開示部分2」という。）である。

(3) 本件情報3は、本件情報2-1の依頼元とは別の国又は地方公共団体の機関からの戸籍謄本・戸籍附票交付等請求書に記録されている情報であり、実施機関はそのすべてを非開示としている。

(4) 本件情報4は、審査請求人本人が請求した特定日の「全部事項証明書（戸籍謄本）等交付請求書」及び「住民票の写し等請求書」に記録されている情報であり、本件決定4において実施機関が非開示とした情報は、実施機関の職員等記載欄である「受付」、「作成」、「交付」及び「審査」欄の情報（以下「本件非開示部分3」という。）である。

3 争点

(1) 本件審査請求1について

実施機関は、本件情報1は存在しないとして本件決定1を行ったのに対し、審査請求人は、本件決定1を取り消して開示すべきであると争っている。

したがって、本件審査請求1の争点は、本件情報1の存否である。

(2) 本件審査請求2から本件審査請求4までについて

実施機関は、条例第19条第2号及び第3号に該当するとして本件決定2を、同条第7号に該当するとして本件決定3を、同条第2号に該当するとして本件決定4を行ったのに対し、審査請求人は、本件決定2、本件決定3及び本件決定4を取り消して開示すべきであると争っている。

したがって、本件審査請求2から本件審査請求4までの争点は、本件非開示部分1及び本件非開示部分2の条例第19条第2号及び第3号該当性、本件情報3の同条第7号該当性、本件非開示部分3の同条第2号該当性である。

4 本件情報1の存否について

本件情報1は、「住民票の写し等請求書」及び「戸籍全部事項証明書等請求書」に記録されている情報であり、公文書管理条例第5条及びこれに基づく文書分類表によれば、実施機関がこれらの請求書を編集していたと主張する、「住民票・戸籍の附票・印鑑証明書交付請求書関係書類（区）」、「住民票・戸籍の附票の写し等請求書（局区）」及び「公用住民票等請求書並びに照会文書（局区）」の保存期間は1年、「戸籍謄抄本証明書交付簿（請求書）（局区）」及び「公用戸籍に関する証明書請求書並びに照会文書（局区）」の保存期間は3年であることが認められる。

実施機関に確認したところ、各請求書は、国又は地方公共団体の機関からの請求書（以下「各公用請求書」という。）と公用請求書を除く請求書（以下「各一般請求書」という。）に区別し、さらに各一般請求書についても各八業士請求書と八業士を除く請求書（以下「各その他一般請求書」という。）に区別して、それぞれ管理しているとのことである。

また、各公用請求書については、平成29年度及び平成30年度の廃棄簿冊目録において、それぞれ廃棄していたことが認められ、廃棄したため存在しないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。

次に、各一般請求書のうち八業士請求書については廃棄の延長を行っていることから請求時点で保有していた旨が実施機関から改めて説明があったものであるが、本件請求時に探索して確認を行っており、請求書1については平成25年1月1日から平成29年3月31日まで、請求書2については平成25年1月1日から平成26年12月

31 日までの間に、審査請求人に係る八業士からの請求がそれぞれなかったことから、各八業士請求書については、実施機関においてそもそも作成又は取得していないとのことである。

したがって、本件情報1が記録されている公文書のうち各八業士請求書については、そもそも審査請求人の個人情報が存在しないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められない。

一方、各その他一般請求書については、簿冊に編集せずに管理しており、保存期間が同じである各公用請求書に係る簿冊の廃棄時期と合わせて廃棄したとのことである。

当審議会としては、公文書は簿冊に編集し、保存期間が満了する公文書を編集した簿冊は目録を作成した上で廃棄するという公文書管理条例及び同条例施行規則に基づく適正な手続が実施機関において取られておらず、各その他一般請求書については廃棄簿冊目録が確認できないため、廃棄したとの実施機関の説明を裏付ける証拠はないと言わざるを得ないものの、一方で実施機関の当該説明を覆すことができる特段の事情も見当たらない。

したがって、本件情報1のうち各その他一般請求書については廃棄したため存在しないとする実施機関の主張については、これを是認するほかない。

5 条例第19条第2号、第3号及び第7号の基本的な考え方について

(1) 条例第19条第2号について

条例第19条第2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に開示しないことができると規定しているが、同号ただし書では、これらの情報であっても、「ア法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、イ人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ウ当該個人が…公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しなければならない旨規定している。

(2) 条例第19条第3号について

条例第19条第3号本文は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)や事業を営む個人の事業活動や正当な競争は、社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、「法人等…に関する情報であって、開示することにより、当該法人等…の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、原則として開示しないことができると規定している。

そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、①法人等又は事業を営む個人(以下「法人等の事業者」という。)が保

有する生産技術上又は販売上の情報であって、開示することにより、当該法人等の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、③その他開示することにより、法人等の事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるものがこれに当たると解される。

なお、同号ただし書において、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」は、条例第 19 条第 3 号本文に該当する場合であっても、開示しなければならない旨規定している。

(3) 条例第 19 条第 7 号について

条例第 19 条第 7 号は、公共の安全と秩序の維持を図るため、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査等に支障が生じると認められる情報を非開示とすると規定している。

実施機関が保有する情報の中には、開示することにより、犯罪、違法行為、不正行為等を誘発・助長し、人の生命、身体、財産又は社会的な地位を脅かしたり、犯罪の予防、犯罪の捜査等に関する活動を阻害したりするおそれが生じるものがあり、そのような事態を防止し、安全で平穏な市民生活を守るため、公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報を非開示とすることとしている。

6 本件非開示部分 1 及び本件非開示部分 2 について

当審議会において、本件非開示部分 1 及び本件非開示部分 2 を見分したところ、本件非開示部分 1 には、国又は地方公共団体の機関及びその公印、文書番号、照会の目的、根拠法令、審査請求人の親族に係る生活状況の情報、当該機関からの公用請求日時点において審査請求人の属していた戸籍の筆頭者であった者（以下「戸籍筆頭者」という。）の生年月日及び委託事業者の担当者氏名が記載されており、本件非開示部分 2 には、本件弁護士の業務の具体的な内容（以下「本件非開示部分 2－1」という。）及び本件弁護士の職印（以下「本件非開示分 2－2」という。）が記載されていることが認められる。

(1) 本件非開示部分 1 の条例第 19 条第 2 号該当性について

ア 本件情報 2－1 は、審査請求人の親族に関わって国又は地方公共団体の機関が審査請求人に係る戸籍謄本等を請求したものであり、本件非開示部分 1 のうち、「国又は地方公共団体の機関及びその公印、文書番号、照会の目的、根拠法令」は、開示することにより、審査請求人の親族に係る生活状況が明らかになるものである。

実施機関によれば、当該機関が公用により審査請求人に係る戸籍謄本等を入手した後、当該機関から審査請求人に当該親族の生活状況を知らせることは必ずしも予定されていないとのことである。

したがって、本件非開示部分 1 のうち「国又は地方公共団体の機関及びその公印、文書番号、照会の目的、根拠法令」は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の

個人を識別できる情報であるため、条例第 19 条第 2 号本文に該当し、かつ、その性質上、同号ただし書ア及びウのいずれにも該当しない。

本件非開示部分 1 のうち、「委託事業者の担当者氏名」については、審査請求人以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであり、業務委託している民間従事者の氏名は慣行として公にしていなかった情報であることから、条例第 19 条第 2 号本文に該当し、かつ、その性質上、同号ただし書ア及びウのいずれにも該当しない。

イ 審査請求人は、本件非開示部分 1 は、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護を害するおそれがあり非開示情報に該当しない旨を主張するため、条例第 19 条第 2 号ただし書イ該当性を検討する。

非開示にすることにより得られる利益と、開示することにより得られる公益の比較衡量を行うに当たっては、人の生命等を害する相当の蓋然性その他保護の必要性、緊急性等を具体的かつ慎重に判断する必要がある。現時点において、審査請求人から、人の生命・身体・健康・生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる確たる主張がない以上、開示により得られる公益と非開示とすることにより得られる利益を比較衡量することはできない。

したがって、本件非開示部分 1 は、条例第 19 条第 2 号ただし書イに該当するとは判断できない。

ウ また、実施機関によれば、現在、審査請求人は戸籍筆頭者と別戸籍となっているため、本件非開示部分 1 のうち「戸籍筆頭者の生年月日」を非開示としたとのことであるが、改めて実施機関に確認したところ、戸籍法第 10 条の規定により、審査請求人の属していた戸籍を請求することができるとのことであり、そうすると「戸籍筆頭者の生年月日」は審査請求人が知ることができる情報である。

したがって、「戸籍筆頭者の生年月日」は条例第 19 条第 2 号ただし書アに該当する。

(2) 本件非開示部分 2 の条例第 19 条第 2 号該当性について

実施機関は、本件非開示部分 2-1 が開示されると、本件弁護士の業務内容及び戸籍謄本等を利用する目的が審査請求人に明らかとなり、他の情報と照合すると、本件弁護士の依頼人が識別されるおそれがあるため条例第 19 条第 2 号に該当する旨主張している。

本件非開示部分 2-2 を他の情報と照合することにより、審査請求人において、依頼人が誰であるかを一定程度の確実さをもって推測することができ、結果として依頼人を識別できる可能性があることは否定できない。

したがって、本件非開示部分 2-1 は、条例第 19 条第 2 号本文に該当し、かつその性質上及び前記(1)イに記載した条例第 19 条第 2 号ただし書イ該当性の判断と同様、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

(3) 本件非開示部分 2 の条例第 19 条第 3 号該当性について

本件非開示部分 2-1 は、本件弁護士がどのような業務を受任しているかの情報であって、当該情報は、秘密保持の義務を定めた弁護士法第 23 条に規定する「職務上知り得た秘密」に該当する情報である。

したがって、本件非開示部分 2－1 を開示することにより、本件弁護士の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、本件非開示部分 2－1 は、条例第19条第 3 号本文に該当し、かつ、前記 (1) イに記載した条例第19条第 2 号ただし書イ該当性の判断と同様、本件非開示部分 2－1 が条例第19条第 3 号ただし書に該当する事情は認められない。

本件非開示部分 2－2 は、本件弁護士の職印の印影であり、一般に、弁護士の職印の印影は、弁護士としての資格に基づき、弁護士が一般の法律事務を行うに当たって作成する文書に押印されるものである。その印影は、当該文書が当該弁護士によりその職務上真正に作成されたことを認証する意義を有するものといえる。

弁護士の職印の印影は、法人の事業の遂行に当たり、契約書の作成等に用いられる印影と同様の重要性を有するものといえ、これが開示されると、これを用いて文書の偽造がされるなどにより、本件弁護士の権利又は正当な利益が害される相当の蓋然性があるといえることができる。

したがって、本件非開示部分 2－2 は、条例第19条第 3 号本文に該当し、かつ、その性質上、同号ただし書にも該当しないことは明らかである。

以上より、本件非開示部分 2 は、条例第19条第 3 号にも該当することが認められる。

7 本件情報 3 について

当審議会において、本件情報 3 を見分したところ、本件情報 3 には、国又は地方公共団体の機関及びその公印、照会対象者の氏名、照会理由等が記載されていることが認められる。本件情報 3 を開示した場合、どの機関がどのような目的で照会対象者の戸籍に関する情報を必要としているかが明らかとなり、当該機関の業務に支障が生じる可能性があるとして認められる。

したがって、本件情報 3 は、開示により公共の安全と秩序の維持を図るため、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査等に支障が生じると認められ、条例第19条第 7 号に該当する。

8 本件非開示部分 3 について

当審議会において、本件非開示部分 3 を見分したところ、本件非開示部分 3 には、委託事業者の担当者氏名及び実施機関の職員の署名が記載されていることが認められる。

「委託事業者の担当者氏名」については、審査請求人以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであり、業務委託している民間従事者の氏名は慣行として公にしていなかったことから、条例第 19 条第 2 号本文に該当し、かつ、その性質上及び前記 6 (1) イに記載した同号ただし書イ該当性の判断と同様、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

「実施機関の職員の署名」は、実施機関の職員が自書したことが認められるため、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別す

ることができることから、条例第 19 条第 2 号本文に該当する。また、「実施機関の職員の署名」は、本人が自書したにとどまらず、個人の認証機能として果たしている役割を考慮すると、開示することにより偽造等当該個人の権利利益を害する場合もあると認められることから、実施機関の職員の氏名について公表する慣行があるからといって、当該署名を開示することが妥当であるとは認められず、条例第 19 条第 2 号ただし書アに該当せず、かつ、その性質上及び前記 6 (1) イに記載した同号ただし書イ該当性の判断と同様、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

なお、「実施機関の職員の署名」について、実施機関は、その全部を黒塗りとしていたことが認められた。実施機関に確認したところ、偽造防止の観点から署名を非開示とする場合は、当該署名の 4 分の 3 を黒塗りにする運用としているとのことであるため、今後は、偽造防止に配慮しつつ署名が記録されていることがわかる措置をとるよう、適切に対応されたい。

9 付言

当審議会が審査請求の審議を進めるに当たり、実施機関へ改めて確認を行ったところ、実施機関は、本件決定 1 に係る不存在による非開示決定通知書の「開示請求に係る保有個人情報保有していない理由」欄には、すべて請求内容に合致する公文書は廃棄したため存在しないことのみを記載しており、上記 4 のとおり当審議会において確認した内容とは異なるものであった。本件決定 1 は、結論においては妥当であるため、改めて決定を行うことを求めるものではないが、このような実施機関の対応は、到底個人情報保護制度の適切な運用とは言えない。

また、実施機関の文書管理についても、公文書管理条例及び同条例施行規則に定められた手続に則っておらず極めて不適切であったと言わざるを得ず、当審議会としては、今後は適切な個人情報保護制度の運用並びに適切な文書管理を行うよう強く要請する。

10 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 野呂充、委員 小林邦子、委員 坂本団、委員 小谷真理

(参考) 答申に至る経過

令和元年度諮問受理第 97 号から第 100 号

年 月 日	経 過
令和 2 年 2 月 5 日	諮問書の受理
令和 2 年 11 月 11 日	実施機関から意見書の収受
令和 3 年 1 月 12 日	調査審議

令和３年２月２日	調査審議
令和３年３月１１日	実施機関から意見書の再収受（令和元年度諮問受理第 97 号）
令和３年３月１８日	調査審議
令和３年４月２７日	答申